

社会福祉法人 青 祥 会
指定介護予防短期入所生活介護
アンタレスショートステイ 運営規程

(事業の目的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人 青祥会が運営する指定介護予防介護予防短期入所生活介護 アンタレスショートステイ（以下「事業者」という。）の適正な運営を図るため、必要な事項を定める。

(運営方針)

第 2 条 事業者は「和顔愛語」の心を基本理念として、利用者一人ひとりの意思および人格を尊重し、利用者の居宅における生活と利用中の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援することにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持または向上を目指す。

2 事業者は、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、関係市町、地域包括支援センター、介護予防支援事業者、介護予防サービス事業者その他の保健、医療、福祉サービス提供者との密接な連携に努める。

(名称および所在地)

第 3 条 名称および所在地は次のとおりとする。

- (1) 名 称 アンタレスショートステイ
- (2) 所在地 滋賀県長浜市加田町 3 3 6 0 番地

(職員の職種、員数、および職務の内容)

第 4 条 職員の職種、員数および職務内容は次のとおりとする。

- (1) 施設長： 1 名

(施設長の職務)

施設長は、職員の管理および業務を統括し、職員にこの規程を遵守させるために必要な指揮監督を行う。

- (2) 医 師： 1 名以上（非常勤嘱託医）

(医師の職務)

医師は、利用者の診察、健康管理および必要な保健衛生指導を行う。

- (3) 生活相談員： 1 名以上

(生活相談員の職務)

生活相談員は、事業所の利用および申し込み等に係る調整、利用者またはその家族の相談に適切に応じるとともに、必要な支援を行う。また、介護予防短期入所生活介護計画に基づいたサービスを提供するために必要な連絡調整を行う。

利用者およびその家族の希望を確認し、利用者について解決すべき課題に基づき介護予防短期入所生活介護計画を作成するとともに、その実施状況について把握し必要に応じ計画の変更を行い、適切な評価を行う。

- (4) 看護職員： 5.1 名以上

(看護職員の職務)

看護職員は、利用者の心身の健康状態に留意し、看護、健康管理、保健衛生業務および医師の診察

の補助等を行う。

(5) 介護職員： 27 名以上

(介護職員の職務)

介護職員は、利用者の自立支援および日常生活の充実に資するよう、利用者の心身の状態に応じた適切な介護を行う。

(6) 管理栄養士： 1 名以上

(管理栄養士の職務)

管理栄養士は、利用者の栄養ならびに心身の状態等に応じて適切な方法により、食事の自立等について必要な援助を行う。

(7) 機能訓練指導員： 1 名以上

(機能訓練指導員の職務)

機能訓練指導員は、利用者が日常生活を送る上で必要な生活機能の改善、回復、維持のための機能訓練を行う。

(8) 事務職員： 3 名以上

(事務職員の職務)

事務職員は、施設の庶務および会計事務を行う。

※ 配置人員については、併設の特別養護老人ホームアンタレスおよび指定介護予防短期入所生活介護を含む。

(勤務体制の確保等)

第 5 条 事業者は、利用者に対し適切な指定介護予防短期入所生活介護を提供できるよう職員の勤務の体制を整備する。

2 事業者は、当該施設の職員によって指定介護予防短期入所生活介護を提供する。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務は除く。

3 事業者は、職員の資質の向上のために、研修の機会を確保する。その際、介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じる。

4 事業者は、適切な指定介護予防短期入所生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした、業務上必要かつ相当な範囲を超えた言動により、職員の就業環境が害されることを防止するための方針を明確化するとともに、必要な措置を講じる。

5 事業者は、日中については、ユニットごとに常時1名以上、また、夜間および深夜については、2ユニットごとに1名以上の介護職員または看護職員を配置する。

(利用者の定員)

第 6 条 利用定員は20名とする。(指定短期入所生活介護の利用者も含む。)ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合はその限りではない。

2 利用者の生活の場となるユニットは、2ユニットとし、それぞれの定員は10名とする。

(営業日および営業時間)

第 7 条 事業所の営業日および営業時間は次のとおりとする。

(1) 営業日は、年間を通じて休日設けない。

(2) 営業時間は、24時間体制とする。ただし、利用者の受け入れ時間は、原則として9時00分か

ら17時30分までとする。

(事業の内容)

第8条 事業の内容は次のとおりとする。

- (1) 食事、排せつ、入浴、着替え等、その他日常生活上の世話
- (2) 機能訓練
- (3) 健康管理
- (4) 相談および援助
- (5) 送迎

(利用料金その他の費用の額)

第9条 基本料金および加算料金については、介護保険法に基づく厚生労働大臣が定める介護報酬の告示の通りとし、利用料の額は当該サービスが法定代理受領サービスであるときは、利用者の介護保険負担割合証に記載された割合の額とする。また、その他費用については、「運営規程別紙」に定める。

2 事業者は、前項に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者またはその家族に対し、当該サービスの内容および費用について説明（重要事項説明書）を行い、利用者またはその家族に同意を得る。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第10条 事業者は、法定代理受領サービスに該当しない居宅サービスに係る費用の支払を受けた場合は、その提供した居宅サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に交付する。

(通常の送迎の実施地域)

第11条 通常の送迎の実施地域は、長浜市（ただし、平成22年1月1日合併前の長浜市、虎姫町、湖北町に限る）、米原市とする。

(サービス利用に当たっての留意事項等)

第12条 利用者は、次の各号に掲げる事項を守り、相互の親睦と融和に努めなければならない。

- (1) 火気の取扱に注意し、所定の場所以外で喫煙しないこと
- (2) 建物、備品その他の器具を破損し、または持ち出さないこと
- (3) けんか、口論または暴力行為等、他人の迷惑になることをしないこと

2 事業者は、利用者が次の各号に該当すると認めたときは、保険者（市町）への通知または居宅サービス提供の中止等の措置を行う。

- (1) 正当な理由なしに居宅サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたとき
- (2) 偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、または受けようとしたとき
- (3) 施設の秩序を乱す行為をしたとき
- (4) 故意にこの規程等に違反したとき

3 その他、施設利用に当たっては、重要事項説明書記載の留意事項を遵守する。

(サービス内容および手続きの説明および同意)

第 13 条 事業者は、指定介護予防短期入所生活介護の提供の開始に際し、あらかじめ利用申込者またはその家族に対し、この規程の概要、職員の勤務体制、その他必要と認められる重要事項を記した文書（重要事項説明書）を説明し、利用申込者等の同意を得た上で交付する。

(サービスの提供拒否の禁止)

第 14 条 事業者は、正当な理由なく指定介護予防短期入所生活介護の提供を拒んではならない。

(サービスの取扱方針)

第 15 条 事業者は、利用者がその有する能力に応じて、自らの生活様式および生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるよう、利用者の日常生活上の活動について必要な援助を行う。

2 事業者は、指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たって、各ユニットにおいて利用者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮する。

3 職員は、指定介護予防短期入所生活介護の提供方法等について、利用者またはその家族に対し、理解しやすいように説明を行う。

4 事業者は、身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。また、身体的拘束等の適正化のための指針を整備するとともに、介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。

5 事業者は、指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、当該利用者および他の利用者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わない。

6 事業者が利用者に対し、身体的拘束等により行動を制限する場合は、事前に利用者や家族等（後見人、身元引受人等）に対し、「緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書」をもって利用者に対する行動制限の理由、目的、内容、拘束の時間、時間帯、見込まれる期間等について説明し、その書類に確認の署名、捺印をもらい交付する。また、その後の経過観察に基づいて身体的拘束廃止に取り組む。

7 事業者は、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図る。

(介護予防短期入所生活介護計画の作成)

第 16 条 利用者が自立して日常生活を営むことができるよう支援するために、利用者の希望や心身の状態により（アセスメント、課題分析の結果）専門的見地に基づき、家族の希望等を踏まえ介護予防短期入所生活介護計画を作成する。

2 介護予防短期入所生活介護計画は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、その内容に沿って作成する。

3 事業者は、介護予防短期入所生活介護計画の内容について利用者またはその家族に説明し、同意を得、当該介護予防短期入所生活介護計画を交付する。

(介護)

第 17 条 介護は、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況等に応じ、適切な技術をもって行う。

2 事業者は、利用者の日常生活における家事を、利用者がその心身の状況等に応じて、それぞれの役割を持って行うように支援する。

3 事業者は、利用者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方

法により、利用者に入浴の機会を提供する。ただし、やむを得ない場合は、清拭を行うことをもってこれに代えることがある。

- 4 事業者は、利用者の心身の状態に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な支援を行う。
- 5 事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者については、排せつの自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替える。
- 6 事業者は、利用者に褥瘡が発生しないよう適切な介護を行う。
- 7 事業者は、前各項に規定するもののほか、利用者が行う離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援する。
- 8 事業者は、常時一人以上の介護職員を介護に従事させる。
- 9 事業者は、利用者に対し、その負担により、事業所の職員以外の者による介護を受けさせてはならない。

(食事)

第 18 条 事業者は、栄養ならびに利用者の心身の状況および嗜好を考慮した食事を提供する。

- 2 事業者は、利用者の心身の状態に応じて、適切な方法により必要な支援を行う。
- 3 事業者は、利用者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、利用者がその心身の状態に応じてできる限り自立して食事をとることができるよう必要な時間を確保する。
- 4 事業者は、利用者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、利用者が共同生活室で食事を摂ることを支援する。

(相談および援助)

第 19 条 事業者は、常に利用者の心身の状態、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者またはその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。

(機能訓練)

第 20 条 事業者は、利用者の心身の状況に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を改善し、減退を防止するための訓練を行う。

- 2 事業者は、利用者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備および利用者ごとの口腔衛生管理体制に係る計画書を作成し、状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行う。また、歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、当該施設の介護職員に対する口腔衛生の管理に係る技術的助言および指導を年に 2 回以上行う。

(社会生活上の便宜の提供等)

第 21 条 事業者は、利用者の嗜好に応じた趣味、教養または娯楽に関する活動の機会を提供し、これらの活動を支援する。

- 2 事業者は、常に利用者の家族との連携を図りつつ、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努める。

(緊急時における対応)

第 22 条 事業所の職員は、指定介護予防短期入所生活介護の提供を行っているときに利用者に状態の急変等が生じた場合は、速やかに家族等に連絡するとともに主治医または事業者の協力医療機関への連

絡を行うなどの必要な措置を講じる。

(事故防止および発生時の対応)

第 23 条 事業者は、利用者に対する指定介護予防短期入所生活介護の提供による事故の発生を防止するために、指針の整備ならびに事故予防対策委員会や担当者を設け、定期的に研修を行うなどの必要な措置を講じる。

2 事業者は、利用者に対する指定介護予防短期入所生活介護の提供により事故が発生した場合は、速やかに家族等へ連絡を行い必要な処置をするとともに記録し、その事故の原因を究明し、再発生を防ぐための対策を講じる。また、必要に応じて事故内容、措置等について関係市町および居宅介護支援事業者等に報告する。

3 事業者は、利用者に対する指定介護予防短期入所生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を行う。

(業務継続計画の策定等)

第 24 条 事業者は、感染症や非常災害対策の発生時において、利用者に対する指定介護予防短期入所生活介護の提供を継続的に実施するための計画および非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続に必要な措置を講じる。

2 事業者は、従業員に対して業務継続計画について周知するとともに、必要な研修および訓練（シミュレーション）を定期的に実施する。

3 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要時は変更を行う。

(非常災害対策)

第 25 条 事業者は、非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対する計画を作成し、防火管理者または火気、消防等についての責任者を定める。

2 事業者は年 2 回、定期的に避難、救出その他必要な訓練（うち 1 回は夜間または夜間想定訓練）を行う。また、訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努める。

3 事業者は、非常災害の発生の際にその事業が継続できるよう、他の社会福祉施設との連携および協力を行う体制を構築するよう努める。

(衛生管理等)

第 26 条 事業者は、食中毒や感染症の発生防止に万全を期し、利用者の使用する施設、食器その他の設備や飲用水についての衛生管理に努め、医薬品や医療用具の管理を適切に行うとともに、感染症対策委員会等を設け、衛生管理における必要な措置を講じる。

2 事業者は感染症または食中毒の予防およびまん延の防止のための対策を検討する委員会を 6 月に 1 回以上開催し、その結果について介護職員その他の従業員に周知徹底を図る。

3 事業者は、感染症または食中毒の予防およびまん延の防止のための指針を整備するとともに、介護職員その他の従業員に対して研修ならびに訓練（シミュレーション）を定期的に実施する。

(人権の擁護、虐待の防止等)

第 27 条 事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止をするための指針の整備や委員会を設置するとともに、定期的な研修を行うなどの必要な措置を講じる。

2 事業者は、職員または養護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかに対策

を講じるとともに、関係市町への報告を行う。

3 前2項に掲げる措置等を適切に実施するための担当者を設置する。

(苦情処理)

第 28 条 事業者は、提供した指定介護予防短期入所生活介護に関する利用者からの苦情に、迅速かつ適切に対応するために、苦情を受付けるための窓口を設置し必要な措置を講じ記録するとともに「ご意見箱」を設置する。また、必要な場合は、青祥会運営適正化委員会に諮る。

2 事業者は、提供した指定介護予防短期入所生活介護に関する利用者からの苦情に関して市町および国民健康保険団体連合会が行う調査等に協力するとともに、指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行う。

(秘密保持等)

第 29 条 職員は、正当な理由がなく、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を第三者に漏らしてはならない。また、これは、退職後も同様とする。

2 事業者は、職員が、正当な理由がなく、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らすことがないように、法人が定める就業規則にその旨明記する等、必要な措置を講じる。

3 事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得る。

(個人情報の保護)

第 30 条 事業者は、個人情報の利用に関して重要性を認識し、その適正な保護のために、個人情報保護に関する法令、その他の関係法令および厚生労働省のガイドラインを遵守し個人情報の保護を行う。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止)

第 31 条 事業者は、介護予防支援事業者に対し、要支援被保険者に当該事業所を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

(重要事項の掲示)

第 32 条 事業者は、当該事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務体制、協力病院、利用料その他の施設サービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示する。

(会計の区分)

第 33 条 事業者は、指定介護予防短期入所生活介護の事業の会計をその他の事業の会計と区分する。

2 事業所の経理は、社会福祉法人青祥会経理規程の定めるところによる。

(記録の整備)

第 34 条 事業者は、職員、設備および会計に関する諸記録を整備する。

2 事業者は、利用者に対する指定介護予防短期入所生活介護の提供に関する諸記録を整備し、その完了の日から2年間保存する。

(法令との関係)

第 35 条 この規程に定めのない事項については、「滋賀県介護保険法に基づく指定介護予防サービスの事

業の従業者ならびに設備および運営ならびに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例」、その他関連諸法令の定めるところによる。

付 則
この規程は、平成20年 4月 1日から施行する。
平成21年 4月 1日一部改定
平成22年 1月 1日一部改定
平成22年 4月 1日一部改定
平成23年 8月 1日一部改定
平成23年11月 1日一部改定
平成24年 4月 1日一部改定
平成25年 6月 1日一部改定
平成25年 9月 1日一部改定
平成26年 4月 1日一部改定
平成30年 6月 1日一部改定
平成30年 8月 1日一部改定
令和 元年10月 1日一部改定
令和 3年 8月 1日一部改定
令和 5年 4月 1日一部改定
令和 5年 7月 1日一部改定
令和 6年 4月 1日一部改定
令和 6年 8月 1日一部改定
令和 6年11月 1日一部改定

【運営規程別紙】

令和6年8月1日

1.その他費用（介護保険対象外）

① 滞在費（1日あたり）

負担割合	負担段階	ユニット型個室
1割負担	第1段階	880円
	第2段階	880円
	第3段階①②	1,370円
	第4段階	3,420円
2割負担	－	3,420円
3割負担	－	3,420円
※第1段階から第3段階に該当する者の基準費用額と負担限度額は、国が定めた額となります。		
特別室 B 6室	トイレ(ウォシュレット)、テレビ、インターネットケーブル付	1日 520円 ※

② 食 費（喫食数）

負担割合	負担段階	朝食	昼食(おやつ代含む)	夕食	1日(負担限度額)
1割負担	第1段階	350円	650円	445円	300円
	第2段階	350円	650円	445円	600円
	第3段階①	350円	650円	445円	1,000円
	第3段階②	350円	650円	445円	1,300円
	第4段階	410円	730円	760円	1,900円
2割負担	－	410円	730円	760円	1,900円
3割負担	－	410円	730円	760円	1,900円
※第1段階から第3段階に該当する者の基準費用額と負担限度額は、国が定めた額となります。 また、第4段階に該当する者が、同一敷地内の長浜メディケアセンターまたは青浄苑へ短期入所した場合、その日の食費については、実喫食数に応じた額になります。					

③ 理美容サービス	理美容出張によるサービス	週1回	実費負担
④ 日常生活上必要となる諸経費	利用者の日常生活に要する費用で利用者負担が適当であるもの		実費負担
⑤ 電化製品持込料	テレビ等持込電化製品は、1機種/1日毎徴収。携帯電話・電気剃刀等電気使用量が少ない製品は徴収しません。但し、製品によっては徴収する場合があります。	1日	60円 ※
⑥ 領収証明手数料(含再発行)		1通	440円 ※
⑦ 原本証明付書類		1通	原本の1/2 ※
⑧ 上記以外証明書		1通	1,100円 ※
⑨ 複写物(コピー)		1枚	10円 ※
⑩ 死亡診断書		1通	5,500円 ※
⑪ 遺体処置料			18,700円 ※
⑫ 通常送迎実施地域外送迎	通常の送迎の実施地域の境界線から	1km	120円 ※
	タクシーを利用した場合		実費負担
⑬ その他の料金	利用者からの負担が適当であると認められるもの		実費負担

※は消費税込み、その他は非課税です。

2.キャンセル料

利用者の都合でサービスを中止する場合、下記のキャンセル料が必要

利用の前日17時までにキャンセルの連絡をいただいた場合	無 料
利用の前日17時までにキャンセルの連絡をいただかなかった場合	1日あたりの基本料金の10%および滞在費・食費

※ 利用者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではない